

JIS

ガラス製体積計

JIS R 3505⁻¹⁹⁹⁴

(2006 確認)

平成 6 年 4 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 35.3.1 改正：平成 6.4.1 確認：平成11.10.20

官 報 公 示：平成11.10.20

原案作成協力者：社団法人 日本計量機器工業連合会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 窯業部会（部会長 福浦 雄飛）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（☎100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 - 1 ）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正 又は 廃止されます。

ガラス製体積計

R 3505-1994

(1999 確認)

Volumetric glassware

1. 適用範囲 この規格は、体積計に受け入れられた液体（受用）又は体積から排出した液体（出用）の体積を測定するガラス製の体積計のうち、ビュレット、メスピペット、全量ピペット、全量フラスコ、首太全量フラスコ、メスシリンダー及び乳脂計（以下、体積計という。）について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、付表9に示す。

2. 等級 等級は、乳脂計を除き体積の許容誤差によって区分し、クラスA及びクラスBの2等級とする。

3. 計量単位 体積計の体積の計量単位及びその記号は、リットル (l又はL)、デシリットル (dl又はdL) 又はミリリットル (ml又はmL) とする。

4. 呼び容量 呼び容量は、次のとおりとする。

- (1) ビュレット (単位ml) 1, 2, 5, 10, 25, 50, 100
- (2) メスピペット (単位ml) 0.1, 0.2, 0.3, 0.5, 1, 2, 3, 5, 10, 20, 25, 50
- (3) 全量ピペット (単位ml) 0.1, 0.2, 0.3, 0.4, 0.5, 1, 1.5, 2, 2.5, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 15, 17.5, 17.6, 20, 25, 30, 40, 50, 100, 200
- (4) 全量フラスコ (単位ml) 5, 10, 20, 25, 50, 100, 200, 250, 300, 500, 1 000, 2 000, 2 500, 3 000, 5 000, 10 000
- (5) 首太全量フラスコ (単位ml) 50, 100, 200, 250, 500
- (6) メスシリンダー (単位ml) 5, 10, 20, 25, 50, 100, 200, 250, 300, 500, 1 000, 2 000
- (7) 乳脂計 (単位ml) 0.625, 0.750, 0.875, 1.000, 1.125, 1.6, 5.0

5. 体積の許容誤差 (ml) 体積の許容誤差は、等級及び呼び容量に応じて付表1～8のとおりとする。

6. 目盛 目盛は、次のとおりとする。

- (1) 目盛は、20 ℃の水を測定したときの体積を表すものとして付されていること。
- (2) 目盛は、図1に示すように水際の最深部と目盛線の上縁とを水平に視定して測定するものとして付されていること。

なお、青線入りの体積計の場合は、青線が水際によって屈折され、最も狭く見える部分を水際の最深部とする [図1 (b) 参照]。